瑞穂町介護保険条例　新旧対照表

新	旧
目次　略 第1章及び第2章　略 第3章　保険料 (保険料率) 第4条　令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)令第39条第1項第1号に掲げる者 32,100円 (2)令第39条第1項第2号に掲げる者 46,400円 (3)令第39条第1項第3号に掲げる者 49,200円 (4)令第39条第1項第4号に掲げる者 61,400円 (5)令第39条第1項第5号に掲げる者 71,400円 (6)次のいずれかに該当する者 82,100円 ア　略 イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)	目次　略 第1章及び第2章　略 第3章　保険料 (保険料率) 第4条　令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)令第39条第1項第1号に掲げる者 33,300円 (2)令第39条第1項第2号に掲げる者 43,200円 (3)令第39条第1項第3号に掲げる者 46,600円 (4)令第39条第1項第4号に掲げる者 56,600円 (5)令第39条第1項第5号に掲げる者 66,600円 (6)次のいずれかに該当する者 73,300円 ア　略 イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(7)次のいずれかに該当する者 96,300円 ア　略 イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)	(7)次のいずれかに該当する者 86,600円 ア　略 イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)
(8)次のいずれかに該当する者 110,600円 ア　略 イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)	(8)次のいずれかに該当する者 103,200円 ア　略 イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)
(9)次のいずれかに該当する者 124,900円 ア　合計所得金額が420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)	(9)次のいずれかに該当する者 113,200円 ア　合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(10)次のいずれかに該当する者

139,200円

ア　合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(11)次のいずれかに該当する者

142,800円

ア　合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第13号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。)

(12)次のいずれかに該当する者

153,500円

ア　合計所得金額が720万円　未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第14号イ、第15号イ又は第16号

(10)次のいずれかに該当する者

123,200円

ア　合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(11)次のいずれかに該当する者

133,200円

ア　合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(12)次のいずれかに該当する者

143,200円

ア　合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ

イに該当する者を除く。） (13)次のいずれかに該当する者 157,000円 ア　合計所得金額が820万円　未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第15号イ又は第16号イに該当する者を除く。） (14)次のいずれかに該当する者 167,700円 ア　合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又第16号イに該当する者を除く。） (15)次のいずれかに該当する者 178,500円 ア　合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。） (16)次のいずれかに該当する者	に該当する者を除く。） (13)次のいずれかに該当する者 159,800円 ア　合計所得金額が1,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)　に該当する者を除く。） (14)前各号のいずれにも該当しない者 173,200円

189,200円 ア　合計所得金額が2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。) (17)前各号のいずれにも該当しない者 192,700円	
2　前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,900円とする。	2　前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,900円とする。
3　第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,100円とする。	3　第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,600円とする。
4　第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、48,900円とする。	4　第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、43,200円とする。
第5条　略 (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)	第5条　略 (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)
第6条　略	第6条　略
2　略	2　略
3　保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロに該当するに至った第1	3　保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1

号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。	号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。
4　略	4　略
第7条から第11条　略	第7条から第11条　略
第4章及び第5章　略	第4章及び第5章　略
附　則	
（施行期日）	
第1条　この条例は、令和6年4月1日から施行する。	
（経過措置）	
第2条　この条例による改正後の第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。	